指定訪問介護(あゆら)契約書

______様(以下「利用者」という。)と特定非営利活動法人 希兵隊 (以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に対して行う指定訪問介護の利用等に ついて、以下のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

(契約期間)

- 第2条 この契約は、令和 年 月 日から効力を有するものとします。
 - 2 この契約の終期は、要介護の認定(以下「要介護認定」と言います。)の有効期間満了日までとします。
 - 3 前項に規定する契約期間満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書または口頭による契約終了の申し出がない場合、本契約は自動更新されるものとします。

(訪問介護計画の作成及び変更)

第3条 事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得、交付します。

(提供するサービスの内容及びその変更)

- 第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書別紙(兼重要事項説明書)」のとおりです。
 - 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更がケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
 - 3 事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。
 - 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(利用料等の支払い)

- 第5条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、別紙「重要事項説明書」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。
 - 2 利用料の請求や支払方法は、別紙「重要事項説明書」のとおりです。
 - 3 利用者が、別紙「重要事項説明書」に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。

(利用料の変更)

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用料の滞納)

- 第7条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。
 - 2 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

- 第8条 利用者は、7日以上の予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。
 - 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
 - (1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしない場合
 - (2) 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
 - (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行う など、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

- 第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。
 - (1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
 - (2) 利用者が事業者の通常の事業(又は送迎)の実施地域外に転居し、事業者におい

てサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

(契約の終了)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。
 - (1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間 が満了した場合
 - (2) 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
 - (3) 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
 - (4) 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
 - (5) 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
 - (6) 利用者が介護保険施設へ入所した場合
 - (7) 利用者が特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、又は認知症対応型 共同生活介護を受けることとなった場合
 - (8) 利用者の要介護状態区分が自立となった場合
 - (9) 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

- 第11条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。
 - 2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
 - 3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(守秘義務)

- 第12条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
 - 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
 - 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、介護保険法第23条に基づくもののほか、利用者のケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びにサービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17年法律 124号)に定める通報ができるものとし、 その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(苦情処理)

- 第13条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、別紙「重要事項説明書」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも 苦情を申し立てることができます。
 - 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
 - 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第14条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。
 - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(身体拘束の適正化に関する事項)

- 第15条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
 - 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

- 第16条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。
 - 2 利用者及び利用者の後見人(必要に応じ利用者の家族を含む)は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
 - 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を 得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを 交付することができるものとします。

(契約外条項)

第17条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

個人情報取扱同意書

私(利用者)、及び私の家族の個人情報については、次に記載するところにより必要 最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- (1) 訪問介護サービスの提供
- (2) 訪問介護サービス提供にあたって行う、利用者またはその代理人に対して確認連絡
- (3) 当該利用者のサービスの向上に関する連絡
- (4) 事業者の請求事務、事故等の報告
- (5) 訪問介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料作成
- 2. 使用する事業者の範囲

ケアマネジャー、介護保険サービス及び介護保険外サービス事業者の担当者、及び主治医や医療機関の担当者、並びに地域の行政機関や民生委員などの関係機関(団体)の 担当者

(サービス提供に協力が必要な関係者に限る)

3. 使用する期間

契約で定める期間

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 緊急を要すると判断した場合は、必要最低限の個人情報を上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を促すとともに、速やかに利用者に対して報告すること。
- (3) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。
- 5. 個人情報の利用目的の変更

次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡いたします。

ア、法令に基づく場合。

- イ、人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、事前に同意を得ること が困難であるとき。
- ウ、国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、ご利用者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

以上のとおり、指定訪問介護に関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

令和 年 月 日

事業者	所 在 地	香川県丸亀市飯山町西坂元560-7	
	法人名	特定非営利活動法人 希兵隊	
	代表者名	服部 恵介 印	
	事業所名	あゆら	
	管理者名	服部 惠介	

利用者名	ED		
住 所			
私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行い た。			
代理人名	印 続柄()		
代理人住 所			
私は、	として、この契約に立ち会いました。		
立会人名			
立会人住 所			